

豊橋市次世代自動車購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車（以下「次世代自動車」という。）を購入する者に対し、豊橋市次世代自動車購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、次世代自動車を購入し、使用する個人、中小企業等の事業者及びリース事業者に対して、その経費の一部を補助することにより、次世代自動車の導入促進及び普及啓発を図り、もって、地球温暖化防止対策の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動する電動機を原動機とする検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、内燃機関を併用するものを除いたものをいう。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 外部電源からの充電を可能としたハイブリッド自動車（エネルギー回生機能を有する4輪以上の検査済自動車であって、自動車検査証の型式欄にハイブリッド自動車の識別番号が記載され、又はハイブリッド自動車である旨が記載されているもの）をいう。
- (3) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動する電動機を原動機とする検査済自動車をいう。
- (4) 初度登録 初めて道路運送車両法第4条の規定による自動車登録ファイルに登録することをいう。軽自動車にあつては、同法第59条の規定による新規検査を受けることをいう。
- (5) 中小企業等の事業者 市内に本社、本店、支店、営業所、工場、事業場等（以下「本社等」という。）を有している者で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号に規定する会社及び個人（同項第2号に規定する政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）又は同項第2号から第11号までに掲げる者
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する者
 - ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第4条に規定する者
 - エ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する者
 - オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定

- する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校を設置する者
- カ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設を設置する者
- キ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項に規定する第一種社会福祉事業又は同条第 3 項に規定する第二種社会福祉事業を営業者
- ク 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院若しくは同条第 2 項に規定する診療所、同法第 1 条の 6 に規定する介護老人保健施設又は同法第 2 条第 1 項に規定する助産所を設置する者
- (6) リース事業者 借受人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しを業とする者

(補助対象者等)

第 4 条 補助対象者、補助対象車両、補助対象経費、補助金の額及び補助限度額については、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者という。）は、次世代自動車の初度登録日の翌日から起算して 2 か月以内に、補助金交付申請書（様式第 1 - 1 又は様式 1 - 2）に次の書類等を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、天災その他のやむを得ない理由があると特に市長が認めるときは、この限りではない。

- (1) 軽自動車にあっては自動車検査証、軽自動車以外にあっては自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し
- (2) 車両の購入費用に係る領収書等の支払いを示す書類の写し
- (3) 領収金額内訳書（様式第 2）
- (4) 中小企業等の事業者及びリース事業者にあつては履歴事項全部証明書（個人事業者にあつては、直近年の確定申告書の写し）
- (5) 個人にあつてはとよはしエコファミリー宣言書（既に登録済の者は、とよはしエコファミリー登録証の写し）
- (6) リース事業者にあつては、賃貸借契約書の写し
- (7) リース事業者にあつては、リース料金の算定根拠明細書（様式第 3）
- (8) リース事業者にあつては、借受人（使用者）が当該補助金の補助対象者の条件に該当していることを証明するもの
- (9) その他市長が必要と認めたもの

2 補助金の交付の対象数は、個人にあつては 1 人 1 台、中小企業等の事業者にあつては 1 事業者 1 台とする。ただし、第 8 条の規定による当該車両の使用の期間が経過している場合は、この限りではない。また、財産処分に伴い処分を行い、第 11 条に定める補助金の返還が発生する場合においても、補助金の返還をしたものは新たに補助金を受けることができるものとする。

3 市長は、第1項の交付申請書を先着順に受け付けるものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当と認めたときは、次世代自動車購入補助金交付決定通知書(様式第4)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、速やかに次世代自動車購入補助金請求書(様式第5)を提出し、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(使用の期間)

第8条 補助事業者は、当該補助対象車両を4年間継続して使用しなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 補助事業者は、前条に定める使用の期間内において、補助事業により取得した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。(以下「処分等」という。)

2 補助事業者は、前項に規定する処分等をする場合は、あらかじめ処分承認申請書(様式第6)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰さない事由で補助対象設備を処分等する場合は、事後の提出でよいものとする。この場合、当該補助対象車両の処分日が分かる書類を添付しなければならない。

(補助金交付の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は第8条に定める使用の期間を月数に換算したものから既に使用した月数を減じた期間に相当する補助額(千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。)の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第12条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、豊橋市補助金等交付規則第16条の規定に準じて、加算金を市に納付しなければならない。

(調査等)

第13条 市長は、補助金の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助事業者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。また、補助事業者は、市長の求めに応じなければならない。

(協力要請)

第14条 市長は、補助事業者に対し、補助金に関するアンケート調査、データ提供等の協力を求めることができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱は、平成24年4月1日以後に購入した電気自動車等から適用する。

附 則 (平成24年7月31日決裁)

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日決裁)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日決裁)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月1日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の豊橋市電気自動車等購入補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、平成28年4月1日以降の交付申請から適用する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市電気自動車等購入補助金交付要綱の規定により作成されている様式第5は、改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成28年3月31日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(豊橋市電動バイク購入補助金交付要綱の廃止)

- 2 豊橋市電動バイク購入補助金交付要綱 (平成27年3月27日決裁) は廃止する。

附 則 (平成29年3月29日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市次世代自動車等購入補助金交付要綱の規定による豊橋市次世代自動車等購入補助金の交付は、平成29年4月1日以降に同補助金に係る電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車の初度登 (電動バイクにあつては新車登録) をする者から適用し、同日前に購入した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月28日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の豊橋市次世代自動車等購入補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日以降の交付申請から適用する。

附 則 (平成31年3月28日決裁)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日決裁)

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月25日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の豊橋市次世代自動車等購入補助金交付要綱の規定は、令和2年6月1日以降の交付申請から適用する。

附 則 (令和2年12月23日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市次世代自動車等購入補助金交付要綱の規定により

作成されている様式第1-1、様式第1-2、様式第3、様式第5、様式第6は、改正後の豊橋市次世代自動車等購入補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（令和3年3月29日決裁）

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日決裁）

（施行期日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月28日決裁）

（施行期日）

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日決裁）

（施行期日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係） 補助対象者等

補助対象者	<p>1. 自ら使用する目的で購入する個人で、次に掲げる条件を満たすもの</p> <p>(1) 初度登録をする時点において市内に住民登録があり、かつ、居住している者</p> <p>(2) 当該自動車の自動車検査証又は自動車検査証記録事項に記載される使用者であること</p> <p>(3) 豊橋市税を滞納していない者</p> <p>(4) とよはしエコファミリーに登録されている、又は本事業完了までにとよはしエコファミリーの登録手続を行う世帯に属する者</p>
	<p>2. 事業に使用する目的で購入する中小企業等の事業者で、次に掲げる条件を満たすもの</p> <p>(1) 初度登録をする時点において市内に本社等を有している者</p> <p>(2) 当該自動車の自動車検査証又は自動車検査証記録事項に記載される使用の本拠の位置が豊橋市内であること</p> <p>(3) 豊橋市税を滞納していない者</p>
	<p>3. 上記1、2に該当する個人及び事業者に貸与するリース事業者であって、次に掲げる条件を満たすもの</p> <p>(1) 月々のリース料金から当該補助金相当額分以上の値下がりを反映すること</p> <p>(2) 第8条に定める使用の期間以上賃貸借契約をすること</p> <p>(3) 豊橋市税を滞納していない者</p>
補助対象車両 ※新車に限る	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車で、初度登録を受け、自動車検査証を取得する車両

補助対象経費	車両本体価格 ※消費税及び地方消費税を含む ※車両本体価格から値引きがある場合は、値引き後の価格
補助金の額※	補助対象経費の5%
補助限度額	① 電気自動車（軽自動車） 30,000円 ② 電気自動車（軽自動車以外） 60,000円 ③ プラグインハイブリッド自動車 30,000円 ④ 燃料電池自動車 200,000円

※算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。